

立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

少子高齢化による人口構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、燃料費の高騰、運転手不足など、地域公共交通を取り巻く状況が大きく変化する中、本市においても路線バスの減便などが相次いでおり、くるりんバスをはじめとする路線バスの運行や新たな交通手段の導入など、地域公共交通に対する意見や要望が多くあがっている状況にある。

本業務では、地域ごとの移動実態およびニーズ（需要）に関する調査・分析を行ったうえで、コミュニティバスの評価検証、今後のコミュニティバスのサービスのあり方および新たな交通手段の導入を検討するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に地域公共交通計画を作成する。

2 業務の概要

(1) 件名

立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託

(2) 内容

別紙「立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）のとおり。仕様書（案）および本プロポーザルの提案内容を踏まえて、業務内容を決定するものとする

(3) 期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(4) 提案限度額

30,256,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 東京都内に本店、支店または営業所を有し、かつ、「参加申込書」提出時点で立川市競争入札参加資格登録をしている者もしくは契約締結時まで登録が見込まれる者。なお、登録業種は都市計画・交通関係調査業務とする。
- (2) 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年7月1日市長決定）の規定による参加停止の措置を現に受けていない者
- (3) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年立川市要綱第82号）のいずれにも該当しない者
- (4) 過去5年以内に自治体から地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）の作成にかかる支援業務について受注した実績があること
- (5) 過去に自治体から計画策定等における類似の業務でワークショップの開催を受注した実績があること

4 選定条件

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）

(2) 選定方法

プロポーザル参加申込書を提出した事業者について、上記「3参加資格条件」により参加資格の有無を審査する。その後、参加資格を満たした事業者から企画提案を募集し、立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、優先交渉権者を1者選定する。

5 スケジュール

内 容	日 程
公募開始（要領配布開始）	令和6年 4月26日（金）から
参加申し込み締切	5月16日（木）午後5時まで
参加資格確認結果通知（発送）	5月20日（月）
質問締切	5月24日（金）午後5時まで
質問回答	5月29日（水）午後5時まで
企画提案書提出締切	6月7日（金）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	6月21日（金）までに実施
第1次審査結果通知	6月25日（火）までに発送
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	7月10日（水）に実施予定
第2次審査結果通知	7月12日（金）までに発送

6 公募要領・様式等の入手方法

公募に関係する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口での配布は行なわない。

立川市ホームページ (<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>) >産業・ビジネス>入札・契約>案件公表>「立川市地域公共交通計画作成支援および地域公共交通に関する調査検討業務委託にかかる公募（プロポーザル）」に掲載。

7 申込及び受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、受付期間内に提出書類を提出すること。

(1) プロポーザル参加申込書の受付期間及び提出先

- ① 受付期間 令和6年4月26日（金）～5月16日（木）午後5時まで（必着）
- ② 提出先 「14 本プロポーザルの事務局」に記載された場所へ持参又は郵送すること。なお、郵送過程における紛失、毀損、遅延等の事故については、市は一切の責任を負わない。

(2) 提出書類及び部数

- ① 様式 1 (プロポーザル参加申込書) 1 部
- ② 様式 2 (提案者の概要) 10 部
- ③ 様式 3 (業務実績) 10 部

(3) 参加資格確認結果

- ① 通知日 令和 6 年 5 月 20 日 (月)
上記「3 参加資格条件」により参加資格の有無を審査し、電子メールにてその結果を通知する。

8 提案書の内容及び作成要領

提案内容、提案書の様式及び記入上の注意事項については、別紙「企画提案書作成要領」参照のこと。

9 質問及び回答

企画提案書、その他応募するために必要な提出資料 (以下「企画提案書等」という。) の作成及び提出に関する質問がある場合は、様式 5 (質問書) を受付期間内に提出すること。なお、質問に対する回答は、参加資格を認めたすべての事業者に対して行い、期間外および個別の問い合わせに対する回答は行わない。

(1) 質問書の提出方法及び受付期間

① 提出方法

質問書を電子メールに添付して、「14 本プロポーザルの事務局」に記載されたメールアドレス宛てに送信すること。

送信の際は、件名の冒頭に「【地域公共交通計画作成支援等業務委託】(事業者名)」と明記すること。送信後は必ず、本プロポーザルの事務局へ電話により受信確認を行うこと。

② 受付期間

令和 6 年 4 月 26 日 (金) から令和 6 年 5 月 24 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(2) 回答

① 回答方法

電子メールにて回答する。

③ 回答日

令和 6 年 5 月 29 日 (水) 午後 5 時まで

(3) 注意事項

① 参加資格確認結果の通知にて本プロポーザルへの参加を認めた事業者からの質問のみ回答する。

② 質問に対する回答の内容は、当該実施要領及び企画提案書作成要領、その他資料における内容の追加又は修正とみなす。

10 企画提案書等の提出方法等

発注者より参加資格を認める通知を受け、プロポーザル審査を希望する事業者は、企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和6年6月7日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出先 「14 本プロポーザルの事務局」に記載された場所へ持参又は郵送すること。なお、郵送過程における紛失、毀損、遅延等の事故については、市は一切の責任を負わない。

(2) 提出書類及び部数

- ① 様式4 (担当者実績・業務執行体制) 10部
- ② 企画提案書(様式任意) 10部
- ③ 見積書 (様式任意) 3部

11 審査方法等

審査委員会により、厳正かつ公平に審査を行う。

(1) 第一次審査(書類審査)

- ① 参加資格を認めた事業者のうち、企画提案書等を提出した事業者を対象に書類審査を行い、3者程度を選定する。
- ② 審査結果については、電子メールにて通知する。
- ③ 結果通知日は令和6年6月25日(火)を予定。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

第一次審査において選定した事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を基本とする第二次審査を行う。第二次審査では第一次審査の採点結果も含めて総合的に審査する。その後、最高点の9割までの候補者の見積額を比較して1者を選定する。

- ① 実施日 令和6年7月10日(水)
- ② 内容 提案者による企画提案書の説明(20分以内)と質疑応答(20分以内)を行う。
- ③ 説明者 3名以内(当該業務を担当するものが企画提案書の説明を行うこと。)
- ④ 結果通知日 令和6年7月12日(金)

12 審査基準

評価分類および配点については下記に掲げるとおりとする。

(1) 第一次審査(配点100点)

① 業務実績および実施体制(30点)

- ・本業務と同種・類似業務の実績
- ・業務執行体制
- ・配置予定者(責任者、担当者)の実績

② 企画提案力(70点)

- ・業務計画
- ・立川市における公共交通の現状と課題
- ・移動実態調査におけるデータ収集および分析の手法
- ・移動に関するニーズ(需要)把握におけるアンケート調査の手法
- ・ワークショップの手法

- ・協議会等の運営支援にかかる手法

(2) 第二次審査（配点 100 点）

配点は、上記「(1) 第一次審査」の点数分を 10 分の 7（最大 70 点）、ヒアリング審査分を 30 点とする。なお、ヒアリング審査については下記の観点から採点する。

- ・企画提案書の実現可能性
- ・コミュニケーション能力
- ・企画提案力、取組姿勢

上記の採点に基づく「最高点を取得した提案者の 9 割までの得点」を取得した提案者を「最終選考対象者」として選定する。

続いて「最終選考対象者」の見積額を比較し、最も金額の低い 1 者を受託候補者として「優先交渉権者」に選定する。

なお、最終選考対象者が見積額が同額となった場合は、第二次審査の得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。最終選考対象者が見積額が同額となり、得点も同点となった場合は当該事業者について審査委員会の各委員が順位をつけ、より高い順位を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした者は失格とする。
- (3) 審査委員会委員又はその関係者に接触を求めると、審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 企画提案書は 1 者につき 1 案しか行うことができない。
- (5) 業務実績等に記載した責任者等は、病床、死亡、退職等極めて特別な理由を除き、変更することはできない。
- (6) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (7) 企画提案書その他の提出資料については返却しない。
- (8) 提出期限以降の参加申込書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (9) 契約締結前に優先交渉権者が、辞退または「3 参加資格条件」を満たさないこととなった場合は、第二次審査順位が次順位のことを「新たな最高点」として、「最高点を取得した提案者の 9 割までの得点」を取得した提案者を「最終選考対象者」として再度選定する。

続いて「最終選考対象者」の見積額を比較し、最も金額の低いもので、かつ「3 参加資格条件」を満たす者を、優先交渉権者とする。またその者も同様となった場合は第二次審査順位が第 3 位で、かつ「3 参加資格条件」を満たす者を受託候補者とする。
- (10) 審査結果については、立川市ホームページに公表するものとする。
- (11) 本委託業務に係る仕様書は、別紙仕様書（案）及びこのプロポーザルにより提案

された内容を踏まえて、発注者と優先交渉権者（次順位以降同様）が協議のうえで策定する。

14 本プロポーザルの事務局

立川市まちづくり部地域公共交通担当課

所在地 〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の 9

T E L 042-523-2111 内線 2282

E-mail koutsuutaisaku@city.tachikawa.lg.jp

以上